

## 横須賀市介護支援専門員等確保対策・定着促進事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 横須賀市介護支援専門員等確保対策・定着促進事業における横須賀市介護支援専門員等確保対策・定着促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 研修

介護支援専門員専門研修課程Ⅰ、介護支援専門員専門研修課程Ⅱ、実務経験者向け更新研修、主任介護支援専門員更新研修をいう。

#### (2) 介護事業所等

別表第1に掲げる施設又は同表に掲げる事業を行う事業所であって、横須賀市内に所在するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日時点において所在地が本市の介護事業所等において就労している者とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象者が負担した申請年度の研修の受講料の全額とする。

2 前号の研修の受講料の額は、当該研修を受講した者が、他の機関等から当該研修の受講料について補助を受ける場合は、当該補助に係る額を控除した額とする。

### (申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとし、同条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

(1) 研修修了証明書の写し等、研修を終了したことが確認できるもの

(2) 就労証明書等、介護事業所等の就労状況が確認できるもの

(3) 研修受講料の領収書等の写し

(4) 他の機関等から当該研修の受講料について補助を受ける場合にあっては、その補助に係る額が確認できるもの

(事業実績報告書及び請求書)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書の提出は、別記第1号様式請求書の提出をもってなされたものとみなす。

(交付決定の取消等)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により補助対象者に対して当該交付決定の取り消し、交付した本事業補助金の返還を命じるものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

- （1）同法第8条第9項の規定に基づく短期入所生活介護
- （2）同法第8条第10項の規定に基づく短期入所療養介護
- （3）同法第8条第11項の規定に基づく特定施設入居者生活介護
- （4）同法第8条第19項の規定に基づく小規模多機能型居宅介護
- （5）同法第8条第23項の規定に基づく看護小規模多機能型居宅介護
- （6）同法第8条第24項の規定に基づく居宅介護支援
- （7）同法第8条第20項の規定に基づく認知症対応型共同生活介護
- （8）同法第8条第27項の規定に基づく介護老人福祉施設
- （9）同法第8条第28項の規定に基づく介護老人保健施設
- （10）同法第115条の46第1項の規定に基づく地域包括支援センター

請求書(兼実績報告書)

令和8年(2026年) 月 日

横須賀市長 上地 克明 様

〒

住所

氏名

金

円

ただし、横須賀市介護支援専門員等確保対策・定着促進事業補助金として上記の通り請求します。

本件責任者 兼 担当者 氏名

連絡先

・補助事業等完了年月日

令和8年(2026年) 月 日